

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 22 日

都道府県知事

（市長） 福島県知事 殿



提出者

住 所 福島県二本松市高田100番地
テクノメタル株式会社
氏 名 代表取締役社長 三 浦 哲
夫

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0243-23-8100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	テクノメタル株式会社
事業場の所在地	福島県二本松市高田100番地
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	輸送用機械器具製造業
② 事業の規模	27,531百万円（売上高）
③ 従業員数	630名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】							
① 現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	鉍さい
	排出量	2,375 t	232 t	0 t	15 t	122 t	3,983 t	5 t	41,570 t
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	繊維くず					
	排出量	0 t	221 t	8 t					
(これまでに実施した取組)									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋳物砂の再生砂比率アップによる廃砂の原料化による廃砂の削減及び炉修材の変更による炉材廃棄物低減又、集塵ダスト（鉄粉混じり）の有価物化による産廃物の削減しています。 ・ 汚泥を中間処理業者へ委託後、セメント原料に再資源化したことにより埋立・減量化の低減しています。 									
		【目標】							
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	鉍さい
	排出量	2,871 t	280 t	0 t	18 t	147 t	4,815 t	6 t	50,258 t
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	繊維くず					
	排出量	0 t	267 t	10 t					
(今後実施する予定の計画)									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の取組を強化し、産廃物発生を抑制する。 ・ 産廃物の分別により、資源有効化の推進・処理方法の見直し、再資源化率を更にアップして行く。 									

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃砂・汚泥ケーキは、アームロールバックに保管、鉄粉・ダスト関係はフレコン袋に保管しています。 ・ 各種それぞれに分別・保管をしています。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集塵機ダストをフレコン受けに変更し、運搬時の飛散防止を図っていきます。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】						
① 現状	産業廃棄物の種類 自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	金属くず	鉍さい					
		3,983 t	13,570 t					
② 計画	産業廃棄物の種類 自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	金属くず	鉍さい					
		4,815 t	16,406 t					
(これまでに実施した取組) ・金属くずで鍛造品の歩溜りを向上し、バリの発生量を少なくしています。 ・金属くずで鑄造用材料・鉄鋼材料として再利用しています。 ・鉍さいで社内で廃砂を焼成し、鑄物の中子砂として再生利用しています。								
【目標】								
② 計画	産業廃棄物の種類 自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	金属くず	鉍さい					
		4,815 t	16,406 t					
(今後実施する予定の計画) ・金属くずで直接中間処理に依頼している物の成分チェックし、鑄造材料・鉄鋼材料として再利用する。 ・鉍さいで再生砂比率アップによる廃砂原料として再利用する。								

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】						
① 現状	産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	汚泥						
	自ら中間処理により 減量した産業廃棄物の量	1,772 t						
② 計画	産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	汚泥						
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	2,142 t						
(これまでに実施した取組) ・脱水処理設備の修繕を行い、汚泥脱水効率を高めた。 ・汚泥ケーキは脱水処理後、更に天日干しにて乾燥させた。								
【目標】								
② 計画	産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	汚泥						
	自ら中間処理により 減量する産業廃棄物の量	2,142 t						
(今後実施する予定の計画) ・上記に加え、汚泥ケーキの発生量を抑制と維持管理の強化に努める。 ・汚泥ケーキは脱水処理後、再資源化（砕石メーカー）に処理依頼します。								

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】								
①現状	産業廃棄物の種類							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	1	1	1	1	1	1	1
	産業廃棄物の種類							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	1	1	1	1	1	1	1
(これまでに実施した取組)								
【目標】								
②計画	産業廃棄物の種類							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	1	1	1	1	1	1	1
	産業廃棄物の種類							
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	1	1	1	1	1	1	1
(今後実施する予定の計画)								

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】									
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず及び陶	鋳さい
	全処理委託量	604	232	0	15	122	0	5	28,000
	優良認定処理業者への処理委託量	442	232		15	99			951
	再生利用者への処理委託量	155	104		15	12			28,000
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	95	129			99			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	繊維くず					
	全処理委託量	0	221	8					
	優良認定処理業者への処理委託量			8					
	再生利用者への処理委託量		221						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			8					
(これまでに実施した取組)									
・委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定しており、定期的に処理状況の現地確認を行っている。									

【目標】									
② 計画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	鉍さい
		全処理委託量	725 t	278 t	0 t	18 t	146 t	0 t	6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	530 t	278 t	t	18 t	119 t	t	t	1,141 t
	再生利用業者への処理委託量	186 t	125 t	t	18 t	14 t	t	t	33,600 t
	認定熱回収業者への処理委託料	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	114 t	155 t	t	t	119 t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	繊維くず					
	全処理委託量	0 t	265 t	10 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	10 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	265 t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託料	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	10 t	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)									
<ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの導入を増やす。 ・委託処理業者に対しては、引続き定期的に処理状況の現地確認を行う。 									
※事務処理欄									

(第6面)

備考

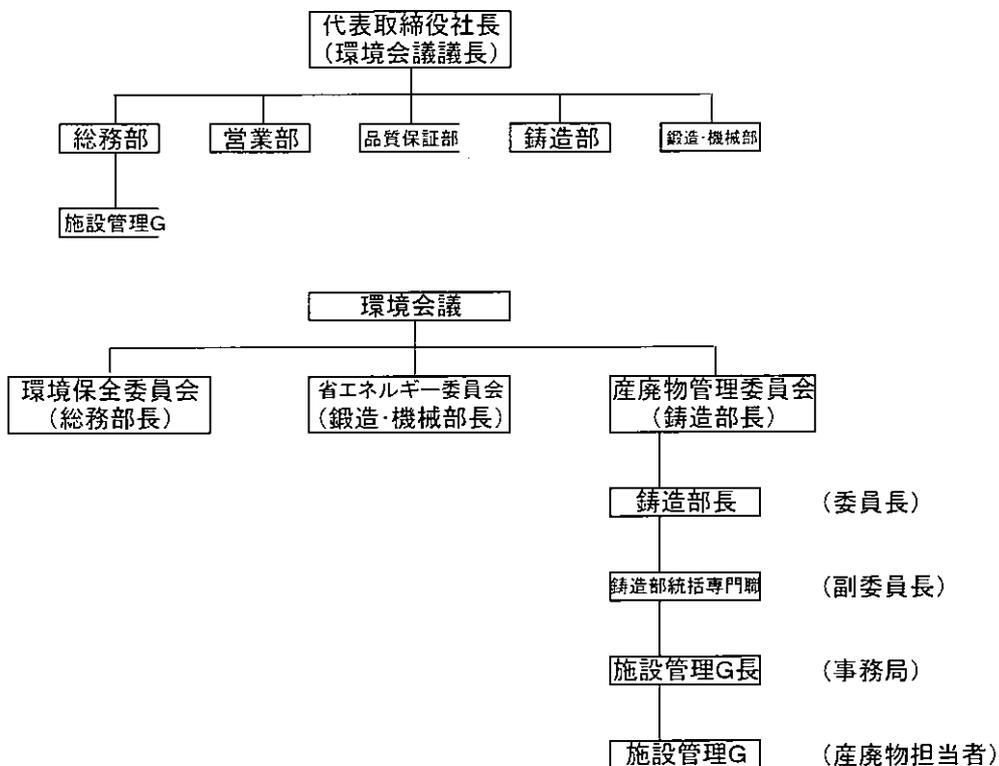
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙)

第1面 産業廃棄物の一連の処理工程 について

- 汚泥
 - ・ 自社で中間処理（脱水） 中間処理後の残さ、埋立処分業者へ委託及び路盤材の原料として再資源化
 - ・ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託 脱水処理・焼却・埋立
 - ・ 再生処理業者へ委託 セメント原料として再資源化
- 廃油
 - ・ 再生処理業者へ委託 油水分離・濾過再生後燃料化・セメント用燃料として再資源化
 - ・ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託 脱水処理・焼却・埋立及び売却
- 廃酸
 - ・ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託 脱水処理・焼却・埋立
- 廃アルカリ
 - ・ 再生処理業者へ委託 セメント用燃料として再資源化
- 廃プラスチック類
 - ・ 再生処理業者へ委託 圧縮・梱包・燃料として再資源化
 - ・ 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託 焼却・埋立
 - ・ 埋立処分業者へ委託 埋立
- 金属くず
 - ・ 自社にて再生利用 分別し、鉄鋼原料として売却
 - ・ 再生処理業者へ委託 セメント原料として再資源化
 - ・ 埋立処分業者へ委託 埋立
- ガラスくず及び陶磁器くず
 - ・ 再生処理業者へ委託 ガラス原料として再資源化
 - ・ 埋立処分業者へ委託 埋立
- 鉱さい
 - ・ 再生処理業者へ委託 セメント原料として再資源化
 - ・ 自社にて再生利用 鑄物用中子砂・土壌改良材として売却
 - ・ 埋立処分業者へ委託 埋立
- がれき類
 - ・ 再生処理業者へ委託 破碎しリサイクル
- 木くず
 - ・ 再生処理業者へ委託 木材チップとして再資源化・売却

(1) 組織図



(2) 職務分担

職名	職務内容
鑄造部長	委員長(会務全般を統括)
鑄造部統括専門職	副委員長(委員長を補佐及び委員長不在時の職務代行)
施設管理G長	事務局(会議の招集、資料の取り纏め、議事録の作成等)
産廃物担当	産業廃棄物管理票の交付・管理、監督官庁への各種報告、社員・関連会社に対する教育・啓発、その他関係する事項
購買室	処理処分の委託契約

(3) 産業廃棄物管理委員会の活動内容

- ① 基本方針の審議及び各職制における産業廃棄物に関する意見提案及び審議
- ② 産業廃棄物発生量の実績把握
- ③ 廃棄物の減量化、再利用及びリサイクルの推進
- ④ 廃棄物の適正な処理